



大原 功 議員
無会派

問 違法建築の取り締まりを

答 是正指導にて対応

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

年月日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年月日			年月日
第 号			第 号
係員印			係員印



問 違法建築について、以下問う。

都市計画法第43条はどのようなに明記されているか。

答（開発部長） 市街化調整区域では、何人も都道府県知事の許可を受けなければ建築物を新築、改築できないとある。

問 本市では建築確認なしで建築できるか。

答 建築許可を得て、建築確認申請は必要である。

問 違法建築に対する県の指導結果は。

答 愛知県により是正指導を行っていると聞いている。

問 農地転用違反について、どう対応しているか。

答 農業委員会で転用違反が確認されれば、是正通知など発出し指導している。

問 農地の利用拡大を

答 先進地の農地利用から学ぶ

問 農地の利用について、以下問う。

市は、土地改良区に一般会計から13%の補助金を出しているが、この点を。

答（開発部長） 定額で各150万円。排水賦課金、用水機管理事業補助金を30%出している。

問 土地改良区の決算書は。

答 総代会で配布。

問 岩倉市、江南市など市街化調整区域内の農地で企業誘致を行っているが、その説明を。

答 岩倉市南部の市街化調整区域は、都市計画法第34条第10号により、いくつかの条件を満たし、愛知県企業庁が採算がとれると判断した場合に可能。



江南市は、市条例により区域を指定することで市街化調整区域内での開発を可能にしたものである。

【その他の質問】

・JR・名鉄弥富駅橋上化について
・市街化水路、農業用水路の清掃について